

# 「北海道いじめ防止基本方針」 ができました

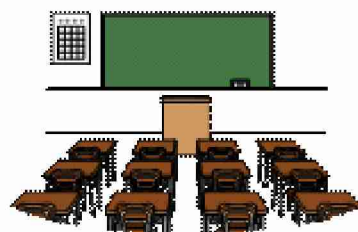
いじめは、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに関係する問題です。

北海道では、道民みんなで力を合わせ、いじめから子どもを守ることを目指して「北海道いじめ防止基本方針」をつくりました。

## 児童生徒の皆さんへ

### いじめは「しない!」、「させない!」、「ゆるさない!」

- いじめとは、悪口や仲間はずれ、暴力、パソコンや携帯電話等を使っての悪口など、それをされた子どもが嫌な思いをして苦しんだり、悲しんだりしてしまう卑怯な行いです。
- 自分がされていやだと感じることは、絶対にしない、させない、ゆるさない気持ちを持ちましょう。
- いじめを見てはやしたてたり、見て見ぬふりをすることも、いじめることと同じことになります。
- いじめは、学校の中だけでなく、部活動や塾などで関係のある人や集団から受けたものもすべて当てはまります。
- 学校をはじめ、家庭や地域の大人の方々が、みんなで協力して、いじめから子どもを守る取組を進めます。
- 学校のみならず一緒に、いじめのない学校をつくるために自分たちができることを考え、取り組ましましょう。



## 保護者の皆様へ

### 子どもをいじめから守りましょう!

- 家庭は、子どもにとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころとなります。
- いじめは、子どもの人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの子どもにも生じ得る、すべての子どもに関係する問題です。
- いじめは、子どもだけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、多様な背景から様々な場面で起こり得るものです。
- 子どもに家庭や地域社会の中で自分が果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育みましょう。
- 子どもの発達・成長に応じて、基本的な生活習慣や社会生活でのルール・マナーを身に付けさせましょう。
- いじめの問題に対応する場合は、子どもを見守り支えながら、いじめに関係する保護者、学校と連携して、適切な方法により、問題を解決しましょう。



いじめの内容・対応

つぎ 次のようなことは「いじめ」です

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - 金品をたかれる。
  - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など
- インターネットを通じた誹謗中傷など、いじめを受けている子どもが気付いていない中でいじめが行われている場合もあります。
  - 子どもの善意による行為であっても、相手の子どもに嫌な思いをさせ、苦しめたり、悲しませたりしてしまい、いじめにつながる場合もあります。
  - 発達障がいを含む障がいのある子どもには、いじめを受けていることや、相手が嫌がっていることに気がにくい場合があります。

学校・教育委員会・相談機関は

「いじめ」に次のように対応します

- 学校では、いじめが起きないように、学校独自の方針を作って取組を進めます。
- 学校では、いじめの未然防止、早期発見・対応のため、組織を作って取組を進めます。
- 学校と教職員は、いじめを見逃ごしたり、軽んじたりすることなく、いじめを早く発見して解決し、再発しないように取り組みます。
- 教育委員会や相談機関は、学校と協力して、いじめの解決に向けて取り組みます。 など



子どもにかかわるすべての大人でいじめをなくしましょう!

- 子どもの様子に心配や不安がある時は、学校や教育委員会のほか、子どもに関する相談機関などに相談しましょう。
- 子どもがいじめを受けている、いじめを行っていると感じたら学校や相談機関などに相談・連絡して、問題を早めに解決するようにしましょう。



どんなことでも  
先生や家族などの大人、友だちに相談を!

学校や教育委員会、相談機関に相談・連絡を!

